

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	
理念・趣旨	社会連帯共助の精神に基づく給付制度（犯罪被害給付制度）	他のいかなる手段でも回復がなされない場合の最後の救済措置	同情と社会の連帯共助の精神に基づく給付制度	連帯共助の精神に基づく一種の保険制度	国が国民の安全を守れなかったことによる補償制度（戦争犠牲者等を対象とした補償制度に犯罪被害者を追加）	
給 付 対 象	発生地等	日本国内で発生した生命又は身体を害する犯罪行為（過失犯は除く）	米国内で発生した暴力犯罪（飲酒運転の被害者も含むが、過失犯一般は除く） ・ 米国外で発生した国際犯罪行為	英国内における暴力犯罪（過失犯は除く）	フランスの裁判管轄権の範囲内で発生した犯罪（国外犯・過失犯を含む） 犯罪以外のリスクによる被害者を含む。	ドイツ国内における暴力犯罪（過失犯は除く）
	国籍等	日本国籍を有する者又は日本国内に住所を有する者	米国民及び米国政府職員（外国人を含む）	国籍要件なし（外国人旅行者を含む）	EU加盟国の国民、合法滞在の外国人（フランス国内で発生した犯罪被害の場合は、限定なし）	EU加盟国の国民、相互主義の下にある外国人、3年以上合法的に居住している外国人（6か月以上3年以内は減額支給）
	対象となる被害の程度	死亡、障害〔1級～14級〕、重傷病	死亡、心身の傷害	死亡、障害及び傷害（25段階の障害等級表に該当するもの）	死亡、傷害、性犯罪、一定の財産犯被害	死亡、医学的方法により犯罪と因果関係があると認められる健康被害
給 付 内 容	共 通	医療費（公的医療保険が保険診療の7～9割を負担。この他高額療養費制度がある。）	[ ニューヨーク州の場合 ] 医療費（歯科、眼鏡・補聴器代等を含む） 精神科のカウンセリング費用 通院費（遠隔地の場合） 育児・家事等の代行サービス費用 現場の原状回復費用 （上限 \$ 2500 30万円）	総額上限 £ 50万 1億1000万円 医療費（高度医療費等のNHS対象外の医療費） 医療費（全額国の負担（NHS））	具体的な支給内容・範囲は裁判所が個別に判断 医療費等（公的医療保険が6～8割程度を負担）	医療費（自己負担分）、交通費、川べり費用、休業補償、生活雑費、介護費等を支給 医療費（入院1日101-0 1500円等の定額負担を除き全額国の負担）
	死 亡	遺族給付金（扶養家族に限らない）（1573万円～320万円の一時金） 扶養家族に対し遺族基礎年金（国民年金から年額79.21万円＋（子加算）） 埋葬料等（医療保険者から原則5万円）	扶養家族に対する生活費補填（総額の上限 \$ 3万 360万円） 葬儀埋葬費 （上限 \$ 6000 72万円）	扶養家族（配偶者）、親権者、子供に対する遺族給付 （申請者1人当たり定額 £ 5500 121万円、1人の場合は定額 £ 1万1000 242万円） 18歳未満の遺族児童に対する扶養手当 （18歳まで年間 £ 2000 44万円） 葬儀費用	相続人に対し、葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等を対象として支給額を算定 （相続人固有の損害に限られる。被害者自身の損害賠償請求権の相続取得分は認められない。）	基礎年金 （配偶者 月額3721-0 5万5800円＋（子加算）） 葬祭料
	障 害	障害給付金〔1級～14級〕（1849.2万円～18万円の一時金） 障害基礎年金〔1級／2級〕（国民年金から年額99.01万円／79.21万円＋（子加算）） 義肢等の実費（障害者福祉施策） 住宅改造費等（20万円まで 障害者福祉施策）	就労不能期間の損失賃金（総額の上限 \$ 3万 360万円） 住宅や自動車の改造費 引っ越し費用（家庭内暴力の場合） （上限 \$ 2500 30万円）	逸失利益（就業者対象、28週を超える分、国民平均賃金の1.5倍が上限） 障害等級表の障害の程度に応じた支給 （ £ 1000～ £ 25万 22万～5500万円） 住宅改造費用、介護サービス費用等 逸失利益（就業者対象、28週以内、週約 £ 56 1万2320円）	被害者本人に対し、経済的損害、精神的損害、逸失利益等の損害全般を対象として支給額を算定 窃盗、詐欺など一定の財産犯については、月収12881-0 19万3200円以下で、加害者からの賠償が受けられず、他に損害補てん手段がなく、経済的に困窮状態にある被害者に対して上限38641-0 57万9600円 が支給される	基本年金（就業能力の低下程度に応じた定額支給） （例）就業能力30%減退で月額1181-0 1万7700円、100%喪失で月額6211-0 9万3150円 職業損失補てん（年金方式により就業能力の低下による収入の減少分を補てん） 調整年金（基本年金等を受給しても生活費が不足する場合に給付） 義肢等の実費
傷 害 等	重傷病給付金（医療費の保険診療自己負担（3割）相当額を1年まで）					
併給調整	加害者からの損害賠償、公的年金を除く公的給付と調整（私的保険との調整なし）	加害者からの損害賠償、公的給付、私的保険などあらゆる給付と調整	加害者からの損害賠償、年金を含む公的給付、雇用主負担の保険と調整（私的保険との調整なし）	加害者からの損害賠償、社会保障制度及び共済、強制保険からの給付と調整（私的保険との調整なし）	州政府は加害者に対する求償権を取得、同一原因に基づく公的給付は二重支給されない（私的保険との調整なし）	

注) は犯罪被害者等を対象とする制度、 は国民一般を対象とする社会保障、福祉制度

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
給付実績	412件（2005年 裁定件数） 裁定額合計は11億3300万円（2005年）	17万0789件（支給件数 2002年度） 支給総額 \$ 4億4834万8350 約538億円（2002会計年度）	約4万件（2002年度） 総額 £ 1億3201万7000 約290億円（障害等級表に基づく支給に限る 2002年度）	約1万7000件（申請件数） 支給額は約2億4000万ユーロ 360億円（2005年）	約1万4300人（給付対象 2005年） 医療費等を除く支給額は、5784万ユーロ 86億7600万円（2006年推計） 支給総額予算は2006年予算ベースで、約1億5000万ユーロ 225億円
財 源	国の一般財源	連邦：連邦犯罪の罰金等（6割負担、犯罪被害者基金に繰入） 州：犯罪者からの徴収金が大半（4割負担、罰金・課徴金等） 多くの州で課徴金制度 [重罪 \$ 50 6000円、軽犯罪 \$ 25 3000円 等] が導入されている。	国の一般財源	強制加入保険（多リスク住居保険、自賠責等）の保険料の一部として徴収（保険契約1件につき3.31ユーロ 495円） ほか、加害者からの求償（約4000万ユーロ 60億円）、基金の運用益がある。	連邦：一般財源（州に分配） 州：連邦からの分配金と一般財源
背 景	一般財源による給付制度 国民皆保険による公的医療保険・国民皆年金による公的年金制度が整備されている。	自力救済を原則とし、それができない者に対する最後の救済手段 国民一般を対象とする公的な医療保険制度が存在しない（原則として国民自身が任意保険で対応） 原因者（犯罪者）負担による給付制度	高福祉高負担の伝統 国民全員に対し医療費全額を国が負担する制度（NHS）がある。 犯罪被害者に対しては、以前、損害賠償並給付を行った時期があるが、財政の逼迫から現在の制度に転換 一般財源による給付制度	強制保険制度が発達しており、あらゆるリスクに保険で対応するという国民的コンセンサスがある。 フランスでの所得税支払いは2人に1人であるのに対し、保険の契約件数は5000万件（フランスの人口は6168万人） 犯罪被害者に限らず、広く、強制保険でカバーできないリスクによる被害者を給付対象としている。 一種の保険（受益者負担）制度	高福祉高負担 犯罪被害者等に対する施策は、社会保障制度の一部を構成している。 一般財源による補償制度
備 考	上記のほか、犯罪被害者等に給付が行われるものとして下記制度等がある（いずれも保険制度の性格を有する。） ・労働者災害補償保険 労働災害、通勤災害の場合 ・自賠責保険及び政府保障事業 自動車事故の場合	9・11ワ ・航空会社の損失を補償するために制定された特別法（航空運輸安全安定化法）に基づく補償 ・被害者は航空会社に対する損害賠償請求権を放棄 ・財源の大半は連邦予算（寄附もあるが少額） ・他の公的給付及び任意保険等と調整するが、調整後の支給額が \$ 25万 3000万円 を下回る場合には、\$ 25万 3000万円 を支給 ・遺族からの2880件の申請にたいし、支給総額は約 \$ 60億 7200億円、1件当たりの支給額は \$ 710万 ~ \$ 25万 8億5200万 ~ 3000万円  \$ 1 = 120円で換算	ロンドン爆弾ワ ・チャリティ団体「ロンドン爆弾ワの被害者を救済する慈善基金」による給付 ・基金 £ 1000万 22億円 のうち、政府が £ 350万 7億7000万円 を支出 ・ロンドン市長と赤十字が組織化 ・被害者への支給上限は £ 17万 374 0万円、遺族への支給上限は £ 15万 3300万円 ・英国では公的給付の重畳給付は認められないが、本制度は例外的に他の公的給付との調整がない  £ 1 = 220円で換算	1ユーロ = 150円で換算	課題 ・犯罪被害者等に対する補償を戦争犠牲者等を対象とした社会補償権制度の枠組みで対応していることについて時代の変化に対応した改正が必要ではないかとの議論がある  1ユーロ = 150円で換算

各国制度の比較結果と調査結果等を基に作成している